

平成 28 年度飯田市役所 ISO14001 相互内部監査の結果の総括
(飯田市役所環境マニュアル第 4.5.5 章 9 市長への報告)

1 内部監査の概要

(1) 監査目的

次のことについて確認する。(環境マニュアル第4.5.5章1)

ア 飯田市役所の環境マネジメントシステムが適切に運用されているか

イ 前回の内部監査で指摘された改善の機会に対して是正処置又は予防処置がとられているか

ウ 飯田市役所の環境マネジメントシステムが適用規格の要求事項を満たしているか

(2) 実施期間 各課等 平成平成28年7月14日(木)～8月19日(金)

環境管理責任者(事務局) 平成28年8月25日(木)

(3) 監査対象 適用範囲内の全ての部課等(72部課等及び環境管理責任者・事務局)

(4) 監査基準

ア 環境マネジメントシステム規格JIS Q 14001:2004 (ISO 14001:2004)

イ 飯田市役所環境マニュアル第29版及びその他の環境マネジメントシステム文書

(5) 平成28年度重点監査事項

ア 新庁舎の機能を活用した緑化の取組みをはじめ、庁舎内外の環境美化に配慮する取組みを行っているかを確認・評価する。

イ 改訂第2次版飯田市役所地球温暖化防止実行計画の達成に向けて、全庁的にエネルギー使用量の抑制に努めることとしているが、その具体的な取組みについて確認・評価する。

(6) 監査体制

ア 内部監査員 52人(8チーム体制で実施)

イ 相互内部監査員 延べ18人(前年度25人)

監査員参加10人、オブザーバー参加8人

2 内部監査の結果

(1) 賞賛事項、是正処置を要する改善の機会、被監査課に対する改善の提案、システム提案及び気づき事項の件数

ア 賞賛事項 125件(前年度 109件)

イ 是正処置を要する改善の機会 10件(前年度 20件)

ウ 被監査課に対する改善の提案 14件(前年度 23件)

エ システム提案 15件(前年度 35件)

オ 気づき事項 50件(前年度 49件)

(2) (1)の章・項目別の内訳

| 章 \ 項目 | 賞賛事項 | 是正を要する改善の機会(不適合) | 被監査課に対する改善の提案 | システム提案 | 気づき事項 |
|----------------------------|---------|------------------|---------------|--------|-------|
| 1. 適用範囲 | | 1 | | 4 | |
| 4. 3. 1 環境側面 | 16(4) | | 3 | 3 | 12 |
| 4. 3. 2 法的及びその他の要求事項 | | 1 | 2 | 1 | 8 |
| 4. 3. 3 目的、目標及び実施計画 | 38(8) | 1 | 2 | | 12 |
| 4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限 | 1 | | | 1 | |
| 4. 4. 2 力量、教育訓練及び自覚 | 15(1) | 4 | 2 | 1 | 5 |
| 4. 4. 3 コミュニケーション | 5 | | | 1 | |
| 4. 4. 5 文書管理 | 1 | | | | 3 |
| 4. 4. 6 運用管理 | 23(5) | | | | 2 |
| 4. 4. 7 緊急事態への準備及び対応 | 5 | | 2 | | 2 |
| 4. 5. 1 監視及び測定 | 6(3) | | 1 | 1 | 5 |
| 4. 5. 2 順守評価 | | 2 | | 4 | 6 |
| 4. 5. 3 改善の機会並びに是正処置及び予防処置 | | | | | 1 |
| 4. 5. 5 内部監査 | | 2 | | | 2 |
| 4. 6 マネジメントレビュー | 1 | | | | 1 |
| その他 | 14 | | 2 | | 2 |
| 合計 | 125(29) | 11(0) | 14(0) | 16(0) | 61(0) |

(注) 括弧内の数値は、重点監査事項に係る内数である。複数の章に関係する賞賛事項等があるため、合計の総数は、(1)のアからオの合計と一致しない。

(3) 各課等における是正処置を要する改善の機会の処置状況

年間計画の未実施、教育訓練記録の未記入箇所等の記録の管理の不備が指摘（5件）されたが、是正処置が完了している。（詳細は p 4 を参照）

(4) 環境管理責任者・事務局に対する是正処置を要する改善の機会及びシステム提案の対応状況（ISO推進会議の検討結果）

以下のア及びイにより対応を進めています。（詳細は p 5～7 を参照）

ア 平成29年4月発行予定の環境マニュアル（第30版）において対応するとしたもの（18件）

イ 対応不要と判断したもの（2件）

(5) 重点監査事項

ア 新庁舎の機能を活用した緑化の取組みをはじめ、庁舎内外の環境美化に配慮する取組みを行っているかを確認・評価する。（再掲）

(ア) 賞賛事項（主なもの）

a ゴーヤー、胡瓜、アビオス（ほど芋）など、アサガオ以外の取組みもあり、雨水タンクの増設による雨水利用等も含めた、グリーンカーテンの取組み

b 観葉植物の配置による職場内の環境美化の取組み

c 委託業者任せでない教育委員会事務室前通路の当番制による清掃の取組み

(イ) 改善の提案、システム提案、気づき事項

庁舎周辺の緑地管理の状況について、内部監査及び市長指示への対応が適正に機能していない状況が考えられる。

イ 改訂第2次版飯田市役所地球温暖化防止実行計画の達成に向けて、全庁的にエネルギー使用量の抑制に努めることとしているが、その具体的な取組みについて確認・評価する。
(再掲)

(ア) 賞賛事項（主なもの）

- a 会議資料等のペーパーレス化の取組み（財政課、企画課、リニア推進課・リニア整備課）
- b 事務分担の見直し、業務の平準化を図り、時間外勤務の縮減によるエネルギー使用量抑制の取組み（納税課）
- c システムを統合し、情報機器の削減によるエネルギー使用量の削減（経営管理課）
- d 独自の節電アクション手順書等による職場内の節電の取組み（松尾自治振興セ）
- e 照明スイッチへの点灯区分を明示する工夫（財政課）

(イ) 改善の提案、システム提案、気づき事項

特になし

(6) 適合性評価及び有効性評価

ア 適合性評価

平成28年4月1日発行の飯田市役所環境マニュアル（第29版）は、3月16日の平成27年度第6回ISO推進会議においてISO14001の要求事項を満たしていることを確認している。今回の内部監査に伴い緊急に改正すべき事項がないため、12月22日の平成28年度第4回ISO推進会議において環境マネジメントシステム審査員※3名が引き続きISO14001の要求事項を満たしていることを確認した。

イ 有効性評価

飯田市役所環境マニュアル（第29版）に基づいて、各課等において適切に実施され、維持されていることをサンプリングによる内部監査において確認した。

※環境マネジメントシステム審査員：ISO14001規格への適合性を監査する業務を担う有資格者。審査員補有資格者：遠山運（保健課）、鈴木義光（観光課）、小林敏昭（環境モデル都市推進課）